

2017 年 7 月 7 日 全 14 頁

法律・制度 Monthly Review 2017. 6

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 6 月の法律・制度に関する主な出来事と、6 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 6 月は、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第 3 の柱に関する告示及び監督指針の一部改正案が公表されたこと（30 日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○6 月の法律・制度レポート一覧	2
○6 月の法律・制度に関する主な出来事	2
○7 月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
IRRBB、コア預金の最長満期の開示が必要に	6
○レポート要約集	10
○6 月の新聞・雑誌記事・TV 等	14
○6 月のウェブ掲載コンテンツ	14

◇6月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
5日	電子決済等代行業、オープンAPIに関する 銀行法改正法の概要	横山 淳	金融制度	8
7日	2017年度改正税法のポイント（個人編） ～つみたてNISAの創設、配偶者控除改正、 非上場株式相続評価見直し等～	是枝 俊悟 小林 章子	税制	19
8日	フェア・ディスクロージャー・ルールの導入 ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	18
9日	IRRBB、コア預金の最長満期の開示が必要に ～【BCBS】銀行勘定の金利リスク、 現行のアウトライヤー規制の強化へ～	鈴木 利光	金融制度	11
22日	高速取引行為（HFT）規制 ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	17
23日	法律・制度 Monthly Review 2017.5 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	10
27日	米国のグラス・スティーガル法復活の動き ～銀証分離規制を復活させる法案が提出されている が、成立可能性は低い？～	金本 悠希 小林 章子	金融制度	5
29日	民法（債権法）改正の重要ポイント ～時効、法定利率、定型約款、個人保証の見直し～	小林 章子	その他法律	8

◇6月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	◇金融庁、仮想通貨交換業者に関する内閣府令に基づく告示案を公表。
3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
6日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、「税効果会計に係る会計基準」、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」等の一部改正案を公表（コメント期限は8月7日まで）。
7日	◇日本政府、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（BEPS 防止措置実施条約）に署名。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの適切な管理に係るガイドライン」のコレス銀行業務に関する付属文書を改定。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、IAS 第12号「法人所得税」に関する解釈指針「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表（発効は2019年1月1日から）。 ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、ヘッジ会計を改良及び簡素化する新基準を承認。新基準は8月に公表の予定。 ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、欧州委員会（EC）のコンサルテーション・ペーパー「フィンテック：より競争力が高く革新的な金融部門」に対する回答を発出。
8日	◇バーゼル委、「バーゼルIIIの流動性カバレッジ比率（2013年1月）へのよくある質問（FAQ）」を更新。 ◇金融選択法案（The Financial CHOICE Act）、米国下院で可決。ボルカー・ルール

8 日	の廃止など、ドッド・フランク法を改正する内容を盛り込む。
9 日	◇「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革」を閣議決定・公表。 ◇東京都、「国際金融都市・東京」構想骨子の策定を公表。
12 日	◇e-Tax を利用した国税のクレジットカード納付が可能に。 ◇米国財務省、報告書「経済的機会を創出する金融システム 銀行及び信用組合」を公表。2 月 3 日発出の大統領令「米国金融システム規制のための中核原則」で求められていた、現行の米国金融規制に関するレビューを行うもの。ボルカー・ルール の廃止は推奨しないとしている。
13 日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「ホールセール市場コンダクトの規制に関する報告書」を公表。
16 日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正。事業報告書の提出義務開始に伴うファンドモニタリング調査の廃止などを実施。
19 日	◇税制調査会第 10 回総会が開催。海外の納税事務等に関する調査報告が行われる。 ◇IOSCO、最終報告書「注文回送上のインセンティブ」を公表。
20 日	◇ASBJ、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案を公表（コメント期限は 8 月 21 日まで）。 ◇IASB、IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正案「有形固定資産—意図した使用の前の収入」を公表（コメント期限は 10 月 19 日まで）。
21 日	◇日本証券業協会、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正案を公表（意見提出期限は 7 月 20 日まで）。 ◇金融庁及び FinTech 協会・新経済連盟、「FinTech 時代のオンライン取引研究会」の設置を公表。
22 日	◇国税庁、「財産評価基本通達」の一部改正案を公表（意見提出期限は 7 月 21 日まで）。未上場株式の財産評価における「株式保有特定会社」の判定基準に新株予約権付社債を追加する改正を行うなどの内容。 ◇バーゼル委、「カウンター・シクリカル・バッファの実施における多様な実務について」を公表。
23 日	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正案を公表（意見提出期限は 7 月 24 日まで）。 ◇金融庁、自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示等の一部改正案を公表（意見提出期限は 7 月 24 日まで）。2015 年 1 月にバーゼル委より公表された「開示要件（第 3 の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に対し、所要の改正を行うもの。 ◇国税庁、「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」を公表。
26 日	◇金融庁、「『監査報告書の透明化』について」を公表。監査報告書への KAM（監査上の主要な事項）の記載について、今後企業会計審議会で検討する方向性を示す。 ◇国税庁、「特定医療法人制度 FAQ」を公表。
27 日	◇金融庁、「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令」等を公布・施行。
28 日	◇日証協、定款を一部改正。東北地区協会事務所を仙台市に設置し、総会における議決権の行使方法に電磁的方法を追加する内容。 ◇日本公認会計士協会、「税制の在り方に関する提言」及び「平成 30 年度 税制改正意見・要望書」を公表。 ◇英国の金融行為規制機構（FCA）、資産運用業界に関する最終レポートを公表。
29 日	◇日証協、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」の進捗状況等を公表。 ◇バーゼル委、市中協議文書「マーケット・リスクの所要自己資本に係る簡易版標準的方式」を公表（コメント期限は 9 月 27 日まで）。 ◇金融安定理事会（FSB）、「店頭デリバティブ市場改革に関する報告書」を公表。

29 日	◇欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、ディスカッション・ペーパー「のれんの減損テスト：改善されるか？」を公表（コメント期限は 12 月 30 日まで）。
30 日	◇日証協、「有価証券の引受け等に関する規則」等を一部改正。「株式新規上場引受に関する検討会」の報告書を受け、新規公開における主幹事就任のあり方等の見直しに係る改正を行うもの（施行は 7 月 1 日から）。 ◇日証協、「協会の従業員に関する規則」等を一部改正。地場出し・地場受け規制の廃止に係る改正を行うもの（施行は 8 月 1 日から）。 ◇金融庁、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第 3 の柱に関する告示及び監督指針の一部改正案を公表（意見提出期限は 7 月 31 日まで）。2016 年 4 月にパーゼル委より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえて所要の改正を行うもの。 ◇国税庁、電子交付された書類を印刷して確定申告書に添付する場合における印刷方法（QR コード付きのものであること）を告示。

◇7 月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2017 年 (H29)	7 月	◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナポータルの試行運用が開始（予定）。
	8 月 1 日	◇公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮。
	9 月 30 日	◇「みなし交付申請」のための NISA 口座を開設している証券会社へのマイナンバーの提供期限。期限までに提供した場合、平成 30 年以後の年分の NISA 口座の利用のための非課税適用確認書の交付申請書の提出が不要となる。
	10 月 1 日	◇つみたて NISA の口座開設手続が開始。 ◇投資信託委託会社等によるつみたて NISA 対象商品の届出が開始。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用。
	10 月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。 ◇マイナポータルの本格運用が開始（予定）。
2018 年 (H30)	1 月 1 日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISA の第 2 期勘定設定期間が開始。 ◇つみたて NISA が開始。年間投資上限額 40 万円、非課税保有期間（最大）20 年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除 38 万円の対象となる配偶者の収入の上限を 103 万円から 150 万円に引上げ。
	1 月 3 日	◇EU 第二次金融商品市場指令（MiFID II）/MiFIR、施行。
	4 月 1 日	◇(2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より)法人税率が 23.4%から 23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9 年→10 年）。 ◇（外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。
	10 月 1 日	◇上場株式の売買単位の 100 株単位への移行期限。
	12 月 31 日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISA の初年度（2014 年分）投資枠について、5 年間の非課税保有期間が満了。

2019 年 (H31)	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 3,000 万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10 月 1 日	◇消費税率が 8%から 10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、 地方法人税率が 4.4%から 10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020 年 (H32)	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,500 万円に引き下げ。
2021 年 (H33)	3 月 31 日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,200 万円に引き下げ。
	12 月 31 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023 年 (H35)	10 月 1 日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。

※原則として、6 月 30 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として 3 月末決算法人の例を記載。

◇今月のトピック

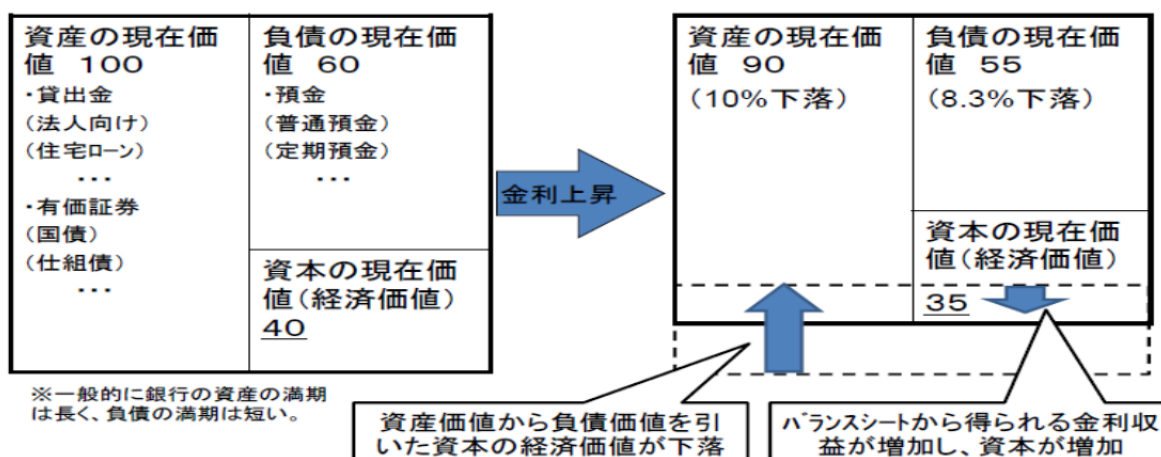
IRRBB、コア預金の最長満期の開示が必要に

2017 年 6 月 9 日 鈴木 利光

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170609_012056.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響（典型的な事例）



(出所) 金融庁／日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『銀行勘定の金利リスク』の概要」

図表 2 最終文書： 12 の原則（概略）

銀行向け原則	
原則 1	IRRBB はすべての銀行にとって重要なリスクであり、特定・計測・モニタリング・管理されるべき。加えて、銀行は、CSRBB (Credit Spread Risk in the Banking Book) をモニタリングし、評価すべきである。
原則 2	取締役会が IRRBB 管理の枠組み及び IRRBB に対するリスクアペタイトの監督に責任を持つ。IRRBB のモニタリングと管理については、シニアマネジメント、専門家又は ALM 委員会に委任することができる。銀行は、システムの実効性に係る定期的な独立したレビューや評価を伴う、適切な IRRBB 管理の枠組みを形成する。
原則 3	IRRBB に対するリスクアペタイトは、経済価値・期間収益の双方へのリスクの観点から決定されるべきである。銀行は、IRRBB のエクスポージャーをそのリスクアペタイトに整合させることを目的とするリミット・ポリシーを採用する。
原則 4	IRRBB の計測は、経済価値ベース・期間収益ベースの双方で、幅広い適切なレンジの金利ショックシナリオ及びストレスシナリオの結果に基づき行うべき。
原則 5	IRRBB の計測にあたって、行動オプションや内部モデルに関する重要な前提条件は、完全に理解され、概念的に理にかなっており、文書化されるとともに、(妥当性を)綿密にテストされ、銀行のビジネス戦略と整合的であるべき。
原則 6	IRRBB の計測システムやモデルは正確なデータに基づくとともに、適切に文書化・テスト・管理されるべき。モデルは包括的であり、かつガバナンスプロセス（開発プロセスとは独立した機能検証を含む）の対象とされるべき。
原則 7	IRRBB の計測結果やヘッジ戦略は、適宜のレベル（連結・単体、通貨等）で集計した上で、取締役会やその委任を受けた者に定期的に報告されるべき。
原則 8	IRRBB のエクスポージャー・レベルや、IRRBB の計測・管理の方法は、定期的に開示する。
原則 9	IRRBB に係る適切な自己資本は、リスクアペタイトに沿って、(取締役会から承認された)「自己資本の充実度の評価」(ICAAP: Internal Capital Adequacy Assessment Process) の一環として考慮する。
監督当局向け原則	

原則 10	監督当局は、IRRBB に係る十分なデータを定期的に収集し、銀行の IRRBB エクスポーチャーのトレンド分析、IRRBB 管理の健全性の評価、アウトライヤー銀行の特定に用いるべきである。
原則 11	監督当局は、銀行の IRRBB、銀行による IRRBB の特定、計測、モニタリング及び管理の有効性について、定期的に評価すべきである。監督当局は、このような評価を行うための専門家を雇用すべきである。監督当局は、銀行の IRRBB エクスポーチャーの監督に関して、他の法域の監督当局と協力・情報共有すべきである。
原則 12	監督当局は、アウトライヤー銀行を特定する基準を公表する。アウトライヤー銀行は潜在的に過度の IRRBB を有しているとみなされる。銀行の IRRBB エクスポーチャーのレビューにより管理の不十分性や過度のリスクが認められる場合、監督当局は IRRBB エクスポーチャーの削減措置及び／又は追加的な資本賦課を求める。

(出所) 最終文書及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 最終文書と 2004 年ガイドラインの比較

		最終文書	現行 (2004年ガイドライン)
ショック シナリオ (注1)	形状	<u>6シナリオ</u> (パラレル上・下、スティープ、フラット、短期上・下)	<u>2シナリオ</u> (パラレル上・下)
	ショック幅	円100bp、米ドル・ユーロ200bp、 英ポンド250bp (通貨ごとに設定)	200bp又は過去5年の1%/99%タイル値
監督上の基準値 (アウトライヤー比率)		<u>Tier 1の15%</u> 各国当局が追加的な基準を設定可能 (注2)	<u>Tier 1 + Tier 2の20%</u>
監督上の対応		・監督上の基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施。 ・レビューの結果も踏まえ、金利リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうちの1つの措置を採るよう求めなければならない。 ①リスクの削減、②資本増強、③内部モデルのパラメーター制限、④リスク管理向上	・基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない。 ・銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、 ①リスクの削減、②資本増強、または、③両者の組み合わせ、を求める是正措置を検討すべき。
開示		・定性的開示：リスク管理方針等 ・定量的開示： - 経済価値 (6シナリオ毎) 及び期間収益の変動額を Tier 1の額と対比する形で開示 - コア預金の平均・最長満期	・定性的開示：リスク管理方針等 ・定量的開示：経済価値又は期間収益の変動額 (アウトライヤー比率は非開示)
ピアレビュー		・監督当局間で協力および情報交換	(記載なし)

(注 1) アウトライヤー比率や開示における金利リスク量計測には内部モデルの使用が認められているが、その場合でも 6 つのシナリオ、円 100bp 等のショック幅の使用は義務付けられる。

(注 2) 例えば、規制資本を上回る余剰額 (資本バッファ) と金利リスク量の対比など。

(出所) 金融庁総務企画局参事官 白川俊介「国際金融規制 (パーゼル規制の最近の動向)」(2016 年 6 月 13 日)

図表 4 IRRBB の種類

IRRBB の種類	
a. ギャップ・リスク	
➤	銀行勘定の金融商品の期間構造 (term structure)、すなわち運用・調達 of 支払いタイミングのギャップ (典型的には、短期調達・長期運用) から生じるリスク、及び金融商品の金利改定のタイミングから生じるリスク
➤	ギャップ・リスクの程度は、金利の期間構造の変化が、イールド・カーブに沿って整合的に生じているのか (パラレル・リスク)、又は期間ごとに別個に生じているのか (非パラレル・リスク)、という点に依拠
b. ペーシス・リスク	
➤	期間 (tenor) は類似していながら異なる金利指標を用いて価格が決定される金融商品における金利変更の影響
c. オプション・リスク	
➤	オプション取引におけるデリバティブのポジション又は銀行の資産、負債及び／又はオフバランス・シート項目に組み込まれているオプション性のうち、銀行又は顧客がキャッシュフローの水準及びタイミングを変更できるものから生じるリスク
➤	「自動オプション・リスク」と「行動オプション・リスク」に分類可
✓	自動オプション・リスク ： 上場・店頭 of オプション、キャップ付変動金利ローン等、契約条件に明示的にオプションが組み込まれており、オプション保有者がその金銭的利益からオプションを行使することがほぼ確実な商品から生じるリスク
✓	行動オプション・リスク ： オプション行使の選択肢が黙示的に、又は (明示的に) 契約条件に組み込まれており、金利変動が顧客の行動に影響を及ぼす可能性のある商品 (例：期限前返済オプション付ローン、早期解約オプション付定期預金等) から生じるリスク

(出所) 最終文書及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 金利ショックシナリオ： 各通貨のショック幅

(単位) bp

	アルゼンチン ペソ	オーストラリア ドル	ブラジル レアル	カナダ ドル	スイス フラン	中国 人民元	ユーロ
パラレル	400	300	400	200	100	250	200
短期	500	450	500	300	150	300	250
長期	300	200	300	150	100	150	100
	英国 ポンド	香港 ドル	インドネシア ルピア	インド ルピー	日本 円	韓国 ウォン	メキシコ ペソ
パラレル	250	200	400	400	100	300	400
短期	300	250	500	500	100	400	500
長期	150	100	350	300	100	200	300
	ロシア ルーブル	サウジアラビア リヤル	スウェーデン クローナ	シンガポール ドル	トルコ リラ	米国 ドル	南アフリカ ランド
パラレル	400	200	200	150	400	200	400
短期	500	300	300	200	500	300	500
長期	300	150	150	100	300	150	300

(注) 各通貨のショック幅は、一定期間 (例えば 5 年) 毎に見直される。

(出所) 最終文書、Annex 2、Table 1 より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 行動オプション・リスクの考慮要素

商品	行動オプションの行使に影響を及ぼす要素
期限前返済オプション付 固定金利ローン	✓ 貸出額、LTV (Loan-To-Value ratio)、債務者特性、契約金利、経過年数に応じたデフォルト率の変化（シーズニング）、地理的所在地、当初満期・残存期間、その他のヒストリカル要因 ✓ 株価指数、失業率、GDP、インフレ率、住宅価格指標その他のマクロ経済変数
固定金利による ローン・コミットメント	✓ 債務者特性、地理的所在地（競争環境や各国の手数料慣行を含む）、顧客との関係、コミットメントの残存期間、シーズニング、住宅ローンの残存期間
早期解約オプション付定期預金	✓ 預金額、預金者特性、資金調達チャネル（例 直接またはブローカー経由の預金）、契約金利、季節変動要因、地理的所在地、競争環境、残存期間、その他のヒストリカル要因 ✓ 株価指数、失業率、GDP、インフレ率、住宅価格指標その他のマクロ経済変数
コア預金 ^(注) を含む流動性預金 (NMD: Non-Maturity Deposits)	✓ 市場金利の変動に対する商品金利の感応度、現時点の金利水準、銀行レートと市場レートのスプレッド、他の銀行との競争環境、銀行の地理的所在地、人口動態その他の顧客ベース特性

(注) 流動性預金 (NMD) のうち、実態としては引き出されることなく長期間滞留する預金

(出所) 最終文書及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 IRRBB のリスク管理方針に係る開示項目

定性的開示項目 ^(注)	
a.	リスク管理・計測を目的とした IRRBB の定義
b.	IRRBB の管理とリスク削減戦略に関する全般的な説明（例 設定したリミットに照らした経済価値・期間収益のモニタリング、ヘッジ実務、ストレステストの実施と結果分析、独立監査の役割、ALM 委員会の役割・活動、内部モデルの検証、市場環境の変化に対応した適時のアップデート）
c.	IRRBB の計測頻度、IRRBB の感応度調整のために用いる特定の計測値に関する説明
d.	△EVE と△NII の推計のために用いる金利ショックおよびストレスシナリオの説明
e.	内部管理目的の内部モデルの重要な前提が、開示目的の内部モデルの前提と異なる場合、それぞれの前提の根拠（例 ヒストリカルデータ、公表済みのリサーチ、経営判断、分析）の説明
f.	IRRBB のヘッジ手法及び関連する会計処理の概要の説明
g.	△EVE と△NII の計測に用いられる内部モデルの重要な前提（パラメーター等）の説明 ✓ △EVE については、コマーシャル・マージン及びその他のスプレッドが算定に用いられたキャッシュフローと割引率に含まれているか否か ✓ コア預金を含む流動性預金 (NMD) の平均満期をどのように決定したか（平均満期の評価に影響を与える商品に固有の特徴を含む） ✓ ローンの期限前返済率及び／又は定期預金の早期解約率、その他重要な前提の推計に用いられる手法 ✓ 開示された△EVE と△NII に重要な影響を及ぼすその他の前提（IRRBB 計測には用いられなかった行動オプション性商品のための前提を含む）と、これらの前提が重要と考える理由 ✓ 複数通貨の集計方法、異なる通貨間の重要な金利相関
定量的開示項目	
1.	コア預金を含む流動性預金 (NMD) の平均満期
2.	コア預金を含む流動性預金 (NMD) の最長満期

(注) 定量的開示項目は、1 年間における日次又は月次の平均データ、若しくは報告日時点のデータに基づく。

(出所) 最終文書、Table A 及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 8 金利リスク量の開示様式

報告通貨	△EVE		△NII	
期間	T	T-1	T	T-1
パラレル上（平行シフト上方）				
パラレル下（平行シフト下方）				
スティープ化（短期金利低下＋長期金利上昇）				
フラット化（短期金利上昇＋長期金利低下）				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値				
期間	T		T-1	
Tier 1資本				

（出所）最終文書、Table B を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【5日】

電子決済等代行業、オープン API に関する銀行法改正法の概要

2017 年 5 月 26 日、「銀行法等の一部を改正する法律」が可決、成立した。同法は、金融審議会の金融制度ワーキング・グループでの議論を踏まえて、電子決済等代行業者を巡る規制の整備を行うものである。

電子決済等代行業者とは、中間的業者とも呼ばれるもので、主に、顧客サイドからの委託を受けて、顧客と銀行等の間でサービスを提供する業者のことである。

具体的なイメージとしては、例えば、顧客が口座を開設している複数の銀行等から口座情報を取得し、それらを統合・解析した形で顧客のスマートフォン上に一覧表示するサービスを行う業者が知られている。また、顧客に代わって、銀行等に対して指定された相手に対する振替指図（例えば、電子モールでの支払い、公共料金の支払い、携帯番号等を使った送金（宴会の「割り勘」）など）を行うサービスを、スマートフォン等を通じて提供する業者なども、これに該当すると考えられる。

具体的な規制の内容としては、①電子決済等代行業者（中間的業者）に対する登録制の導入、②銀行等による電子決済等代行業者との契約締結基準の作成・公表と電子決済等代行業者に対する不当な差別的取扱いの禁止、などが盛り込まれている。

同法の主要部分は、公布日から起算して 1 年を超えない範囲の政令指定日から施行される。

なお、上記②の改正に関連して、銀行等に対し、(A) 公布日から 9 か月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定・公表すること、(B)（電子決済等代行業者等との間で電子決済等代行業等に係る契約を締結しようとする場合）施行日から 2 年を超えない範囲内の政令指定日までにオープン API に関する体制整備に努めること、も定められている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170605_012040.html

【7日】

2017 年度改正税法のポイント（個人編）

～つみたて NISA の創設、配偶者控除改正、非上場株式相続評価見直し等～

2017 年 3 月 27 日に、「所得税法等の一部を改正する等の法律」等が成立し、3 月 31 日に政省令等とともに公布された。本稿では、証券投資を行う個人を中心に 2017 年度改正税法のポイントを概説する。

個人の証券・金融税制では、2018 年から「つみたて NISA」が創設されること、現行 NISA・ジュニア NISA のロールオーバー時の上限額が撤廃されること、上場株式等の地方税の課税方式の事実上見直されたことなどが挙げられる。その他の個人所得課税では、2018 年から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われること、2017 年分の医療費等から医療費控除の領収書提出が不要になることなどが挙げられる。

資産課税・相続税等では、タワーマンションの固定資産税額の見直しが行われること、非上場株式の相続税評価額が見直されること、事業承継税制の見直しが行われること、相続税の物納優先順位が見直されることなどが挙げられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170607_012050.html

【8日】

フェア・ディスクロージャー・ルールの導入

～2017 年金商法改正関連シリーズ～

2017 年 5 月 17 日、「金融商品取引法の一部を改正する法律」が可決、成立し、同 24 日には公布された。同法には、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入が盛り込まれている。

具体的には、上場会社等、上場投資法人等の資産運用会社、それらの役員等が、その業務に関して、金融商品取引業者などの「取引関係者」に、その上場会社等の（未公表の）「重要情報」の伝達を行う場合には、その伝達と同時に、その重要情報を公表しなければならないことが定められている。

実効性を確保するため、当局による、フェア・ディスクロージャー・ルール違反に対する調査権限や指示・命令権限なども定められている。

公布日（2017 年 5 月 24 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170608_012052.html

【9日】

IRRBB、コア預金の最長満期の開示が必要に

～【BCBS】銀行勘定の金利リスク、現行のアウトライヤー規制の強化へ～

2016 年 4 月 21 日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終文書「銀行勘定の金利リスク」（最終文書）を公表している。

最終文書は、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）の取扱いを見直すものである。

最終文書は、IRRBB の取扱いについて、「第一の柱」で資本賦課の対象とする案（1 柱案）ではなく、現行のアウトライヤー規制（2004 年ガイドライン）を強化する案（2 柱案）を採用している。

最終文書は、内部モデルの当局承認は求めている。また、内部モデルの内容そのものも問うていない。それは銀行側に裁量を委ねている。問うのは、内部モデルのガバナンス（内部監査やストレステストを含む）である。もっとも、内部モデルを採用する場合でも、一定の

仕様が定められている。それは、経済価値ベース・期間収益ベースの双方で計測することと、金利ショックシナリオ（及びストレスシナリオ）の指定である。

アウトライヤー銀行と特定されるアウトライヤー比率の基準値（アウトライヤー基準値）は、2004年ガイドラインの「自己資本（Tier 1+Tier 2）の20%」から「Tier 1の15%」に厳格化されている。もっとも、最終文書では、各国の監督当局に追加的な基準の設定を認めている。追加的な基準の一例としては、「資本バッファと金利リスク量の対比」を挙げている。

最終文書で重要なポイントの一つに、コア預金の平均満期と最長満期の両方の開示が求められる点が挙げられる。これにより、銀行ごとのコア預金の取扱いの特徴が分かりやすくなる仕組みとなっている。

最終文書は、2018年から適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170609_012056.html

【22 日】

高速取引行為（HFT）規制

～2017 年金商法改正関連シリーズ～

2017年5月17日、「金融商品取引法の一部を改正する法律」が可決、成立し、同24日に公布された。同法には、高速取引行為（アルゴリズム高速取引、HFT）に対する規制の導入が盛り込まれている。

具体的には、高速取引行為を行う者（金融商品取引業者などを除く）に、登録制を導入し、業務管理体制の整備やシステムの管理などが義務付けられる。外国法人や外国に住所を有する個人の場合には、日本国内における代表者・代理人の設置なども求められる。

金融商品取引業者などに対しても、高速取引行為を行う場合の当局への届出等や、無登録で高速取引行為を行う者から取引の受託の原則的な禁止などが定められている。

公布日（2017年5月24日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170622_012089.html

【23 日】

法律・制度 Monthly Review 2017.5

～法律・制度の新しい動き～

5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

5月は、改正金融商品取引法が成立したこと（17日）、改正民法及び銀行法等の一部改正法がそれぞれ成立したこと（26日）、スチュワードシップ・コードの改訂版が公表されたこと（29日）、改正個人情報保護法が全面施行されたこと（30日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170623_012094.html

【27 日】**米国のグラス・スティーガル法復活の動き**

～銀証分離規制を復活させる法案が提出されているが、成立可能性は低い？～

5 月 1 日、トランプ大統領が商業銀行と証券会社の分離（銀証分離）規制の議論を進める意向を示した旨報じられた。銀証分離規制とは、かつてのグラス・スティーガル法に定められていた、銀行と証券会社の間で、業務の分離、人の分離、組織の分離を求める規制である。

銀証分離規制の復活は、5 月 18 日にムニューシン財務長官が否定したものの、同規制に関しては、別途、連邦預金保険公社（FDIC）副総裁が提案している案と民主党のウォーレン議員が議会に提案している案がある。前者は、銀行グループ内で預金保険加入銀行の分離を強化する案で、後者は銀証分離規制を復活させる案である。

銀証分離規制が復活した場合の影響は大きいですが、ウォーレン議員の案は、同様の案がこれまで民主党政権下で 2 度廃案になったことがあり、成立の可能性は低いと考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170627_012101.html

【29 日】**民法（債権法）改正の重要ポイント**

～時効、法定利率、定型約款、個人保証の見直し～

2017（平成 29）年 5 月 26 日、「民法の一部を改正する法律」が参議院で可決・成立し、同 6 月 2 日に公布された。施行日は、原則として公布日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

今回の改正は、民法のうち債権（特定の者に対して特定の行為をすることを求める権利）に関する定め（いわゆる債権法）の見直しを行うものである。

改正内容は多岐にわたるが、本稿では特に重要な見直しが行われた①時効、②法定利率、③定型約款、④個人保証について解説する。

なお、同日、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」も可決・成立し、同じく 6 月 2 日に公布されている。これは、民法の定めに沿った定めが設けられている商法、会社法、金融商品取引法などの周辺の法律について、今回の民法改正に即した見直しなどを行うものとなっている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170629_012103.html

◇6月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日本経済新聞電子版 (6月13日配信)	議決権行使書面のネットオークション出品 についてコメント	横山 淳
日経 QUICK (6月27日配信)	株主総会と機関投資家の議決権行使結果の 個別開示についてコメント	横山 淳
Regulations (6月号)	決済に係る銀行法等の法制度の全体像 についてコメント	横山 淳
Financial Adviser (7月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 28- つみたて NISA の導入 ―投資対象商品の要件が明らかに	小林 章子

◇6月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
6月6日 掲載	コラム：国際的租税回避対策として注目される“CRS” http://www.dir.co.jp/library/column/20170606_012039.html	金本 悠希